

改定後の水道料金 5年間の経過措置があります。(完全移行は平成30年7月から)

◆基本料金

(月額料金：消費税込み)

口径	一般用	温泉事業区域および入湯税特別徴収義務者用	口径	一般用	温泉事業区域および入湯税特別徴収義務者用
13 mm		1,050円	40 mm	12,075円	7,140円
20 mm		1,260円	50 mm	21,000円	
25 mm		3,360円	75 mm	50,190円	
30 mm		5,460円	100 mm	86,310円	

◆従量料金

(水量1㎡当たり、消費税込み)

種別	口径	水量段階 (㎡)								
		1~5	6~10	11~20	21~30	31~50	51~100	101~500	501~1000	1001~
一般用	13 mm および 20 mm	52.5円	84.0円	189.0円	199.5円	220.5円	231.0円	178.5円	136.5円	105.0円
	25 mm 以上	189.0円								
温泉事業区域および入湯税特別徴収義務者用	13 mm および 20 mm	52.5円	84.0円				73.5円			
	25 mm 以上	84.0円								

【計算例】

一般用で口径13mmの世帯が、25㎡の水を使用した場合
 水道料金 = 基本料金 + 従量料金

水道料金	基本料金	従量料金					計
		0~5㎡	6~10㎡	11~20㎡	21~30㎡	31~50㎡	
4,620円	1,050円	5㎡×52.5円	5㎡×84.0円	10㎡×189.0円	5㎡×199.5円	0㎡×220.5円	3,570.0円
		262.5円	420.0円	1,890.0円	997.5円	0.0円	

(1円未満切り捨て)

【経過措置の適用】

(値上がりする場合)

経過措置期間の料金 = 改正後料金 - (改正後料金 - 改正前料金) × 調整率

実施期間と調整率			平成25年7月~平成26年6月	平成26年7月~平成27年6月	平成27年7月~平成28年6月	平成28年7月~平成29年6月	平成29年7月~平成30年6月	平成30年7月~
料金			5/6	4/6	3/6	2/6	1/6	完全移行
改正前料金	改正後料金	間差額	料金の推移					
4,252円	4,620円	368円	4,313円	4,374円	4,436円	4,497円	4,558円	4,620円
改正前料金との差			61円	122円	184円	245円	306円	368円

← 経過措置期間 →

水道料金と下水道使用料が変わります

水道料金の問合せ：仙北市企業局業務課 ☎ 54-2388

下水道使用料の問合せ：仙北市下水道課 ☎ 43-2296

01 水道料金は7月検針分から改定

現在、地域ごとに異なっている水道料金を、平成25年7月検針分から同じ料金に統一することになりました。

この改定は、市民の方々が安全な水を安心してご使用いただくために、高齢者世帯などに配慮した公平な料金のもとに、安定的に持続可能な水道経営を目指すためのものです。

02 料金体系 用途別料金制が口径別料金制となります。料金は基本料金と従量料金の合計額となります。

◆基本料金

水を使用しない場合でも生じる管理費など必要最小限の経費（固定費）が基本料金となります。

◆従量料金

基本水量制を廃止し使用水量1立方メートルから料金が発生することになります。

少量使用時の過負担感や節水の努力が報われないなどの不公平感が解消されます。

また、使用水量の増減に応じて逦増制・逦減制の併用料金となります。

◆一般料金

口径20mm以下の使用者については、基本料金を抑制するとともに、高齢者世帯など使用水量の少ない家庭に配慮した料金となります。

口径25mm以上の口径の大きなお客様は一度に多くの水を使えるよう設備を整えていて応分のご負担をいただくほか、大口のお客様には事業促進効果を期待して抑えた料金となります。

◆別枠料金

温泉事業区域や入湯税特別徴収義務者のお客様は、別枠料金となります。

一般料金と同様に口径別料金制ですが、水道事業発足の経緯や大口使用の実態や入湯税納税の実績等を考慮したものです。

◆経過措置

料金改定による料金変動を緩やかにするとともに、安定的な水道事業の経営を持続するため、5年間の経過措置を講じます。

◆その他

これまで用途別料金制の角館地区や西木地区などのお客様で、25mm以上の口径で使用水量の少ない方は、料金改定により料金が高くなると予想されます。指定給水工事店にご相談いただき、使用水量に合った口径に変更されることをお奨めします。

なお、工事費用はお客様の負担となりますのでご理解をお願いします。

◆新旧使用料の比較表

(月額使用料：消費税込み)

地区名	汚水量	5 m ³	10 m ³	20 m ³	30 m ³
角館地区	改定前	1,260円	1,260円	2,625円	4,095円
	改定後	735円	1,260円	2,625円	4,095円
田沢湖地区 (生保内)	改定前	987円	987円	2,037円	3,192円
	改定後	735円	1,260円	2,625円	4,095円
田沢湖地区 (田沢)	改定前	1,260円	1,260円	2,625円	4,095円
	改定後	735円	1,260円	2,625円	4,095円
西木地区	改定前			2,982円	
	改定後	735円	1,260円	2,625円	4,095円

※西木地区の改正前：1か月当たりの使用水量は、3人で概ね20m³となっています。

【参考】改定後の
月額使用料早見表

汚水量	使用料
1 m ³	735円
2 m ³	735円
3 m ³	735円
4 m ³	735円
5 m ³	735円
6 m ³	840円
7 m ³	945円
8 m ³	1,050円
9 m ³	1,155円
10 m ³	1,260円
11 m ³	1,396円
12 m ³	1,533円
13 m ³	1,669円
14 m ³	1,806円
15 m ³	1,942円
16 m ³	2,079円
17 m ³	2,215円
18 m ³	2,352円
19 m ³	2,488円
20 m ³	2,625円
21 m ³	2,772円
22 m ³	2,919円
23 m ³	3,066円
24 m ³	3,213円
25 m ³	3,360円
26 m ³	3,507円
27 m ³	3,654円
28 m ³	3,801円
29 m ³	3,948円
30 m ³	4,095円
35 m ³	4,882円
40 m ³	5,670円
45 m ³	6,510円
50 m ³	7,350円
55 m ³	8,242円
60 m ³	9,135円
70 m ³	10,920円
80 m ³	12,705円
90 m ³	14,490円
100 m ³	16,275円

3 料金体系 浄化槽事業

◆新浄化槽使用料

(月額使用料：消費税込み)

区分	使用料
専用住宅および 併用住宅等	<ul style="list-style-type: none"> 基本使用料 1,575円 世帯員割額 1人につき 525円
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> 基本使用料 3,150円 従業員等割額 1人につき 525円

◆新旧使用料の比較表（一般家庭の場合）

(月額使用料：消費税込み)

地区名	世帯員数	1人	2人	3人	4人	5人
角館地区	改定前	2,100円	2,625円	3,150円	3,675円	4,200円
	改定後	2,100円	2,625円	3,150円	3,675円	4,200円
田沢湖地区	改定前	2,100円	2,625円	3,150円	3,675円	4,200円
	改定後	2,100円	2,625円	3,150円	3,675円	4,200円
西木地区	改定前	1,974円	2,478円	2,982円	3,486円	3,990円
	改定後	2,100円	2,625円	3,150円	3,675円	4,200円

1 下水道 下水道使用料は11月請求分から変更

現在の使用料は、同じ下水道事業・浄化槽事業という市民サービスでありながら、事業別や地域別に異なった料金体系になっていて、公平性を保つために11月請求分から改定し、統一します。

各家庭や事業所から下水道に流れ込んだ汚水は、下水道管を通して下水道処理場（浄化槽）に流れ込み、きれいな水に戻して河川に放流しています。そのためには、下水道管の補修や下水処理場（浄化槽）

の維持管理費が必要になります。この維持管理費は、下水道施設を利用している方からの収入でまかなわなければなりません。現在の料金では収入が不足し、市の税金で補てんしている状況です。そこで、経営の健全化を促進し経営基盤の強化を図るために使用料の改定を行い、できるだけ維持管理費を利用者からの収入でまかなえるようにするものです。

2 料金体系 公共下水道事業・農業集落排水事業等

今回の改正では、公共下水道事業、集落排水事業等については、使用料の算定方法を統一したうえで、料金改定を行います。浄化槽事業については、専用住宅等および事業所等の使用料金を統一します。

◆新下水道使用料

(月額使用料：消費税込み)

区分	汚水量	使用料
基本使用料	5 m ³ まで	735円
超過使用料 (1 m ³ につき)	6 m ³ ～10 m ³	105円
	11 m ³ ～20 m ³	136.5円
	21 m ³ ～30 m ³	147円
	31 m ³ ～40 m ³	157.5円
	41 m ³ ～50 m ³	168円
	51 m ³ ～100 m ³	178.5円
	101 m ³ 以上	189円

◆改定の概要

- ① 1人世帯などの少量利用者へ配慮し、基本汚水量を5m³に引き下げます。
- ② 汚水量の区分を細分化します。
- ③ 使用料の算定根拠となる排除汚水量は、水道の使用水量に統一します。

※西木地区は、人数制で料金算定していましたが、改定後は水道の使用水量を基に料金算定します。

水道水と井戸水を併せて下水道へ放流する場合の排除汚水量は、次のとおりです。（一般家庭用）

- A) 井戸水の計測器がある場合
→ 水道水全量 + 井戸水全量
- B) 井戸水の計測器がない場合
→ 「水道水全量」か「認定基準全量」のどちらが多い方

※認定基準全量は、家族の人数×6m³です。（認定水量は1人1か月6m³）